

カバライオン館自動火災報知設備受信機交換仕様書

1 目的

本業務は、円山動物園カバライオン館自動火災報知設備受信機交換を行い、施設内の安全および適切な飼育環境を確保することを目的とする。

2 業務概要

- (1) カバライオン館において、自動火災報知設備受信機の交換を行う。
- (2) 本業務の実施に当たり、園内動物の状態による作業中断、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示による。

3 業務実施期間

契約書に示す日から令和9年3月31日まで

4 業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）
カバライオン館

5 業務内容（詳細は別紙設計図参照）

- (1) 自動火災報知設備受信機および交換に必要な付帯部品等を調達する。
- (2) 既設の自動火災報知設備受信機の離線を行い、撤去する。
- (3) 新規の自動火災報知設備受信機を所定の位置に設置し、結線を行う。なお、受信機と接続する感知器等は全て既設流用とする。
- (4) 結線後、絶縁抵抗測定、既設の端末機器（感知器、発信機等）との連動試験および動作確認を行う。
- (5) 消防法等の関係法令に基づき、所轄消防署への着工届・設置届等の各種手続きおよび消防検査の対応を行う。
- (6) 連動試験及び動作確認時に既設設備の異常が認められた場合は、不具合箇所を特定の上、委託者に報告すること。なお、当該異常の修繕等については別途協議とする。
- (7) 委託者に対して機器の取扱説明を行う。

6 共通事項

- (1) 施設内の立入作業については、動物の状態により作業時期に注意点・制約があることから、作業計画を委託者と綿密に協議すること。
また、日により資機材の搬出入経路、搬出入時間の制約が異なることから、事前に委託者と作業予定日の確認を行うこと。
- (2) 配線工事・試験中は地区音響音を出さずに試験を進め、音響確認のみ動物に影響の少ない日時へ集約すること。また、音響確認について、事前協議の上、委託者の指定日時で行うこと。
- (3) 取外した受信機については、委託者指定場所（動物園内）へ移動すること。
- (4) 引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。

- (5) 獣舎内の往来については、委託者の指示に従うこと。
- (6) その他詳細は委託者の指示による。

7 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の作業員であることが判別できるようにすること。
- (2) 円山動物園敷地内すべて禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲
 - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (6) 安全の確保について
作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (7) 作業実施について
作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また、動物の入院・出産等により一時的に作業を中断する場合もある。
- (8) 車両の入構について
園内に作業車両が入構する場合は、予め委託者の許可を得、運転者及び運転者連絡先を車両に分かるように表示すること。また、車両の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、事前に委託者と十分協議を行うこと。
- (9) 備品等の破損事故
業務の実施にあたり、備品、設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。
- (10) 作業報告
工程の進捗報告、疑義の解消、情報共有を行うための打合せを適宜行うこと。

8 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

9 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。
 - ア 工程表
- (2) 業務完了後、速やかに以下の書類、データを提出すること。
 - ア 完了届

- イ 業務写真（データ）
- ウ 消防署への届出書類の副本および検査済証の写し
- エ その他、委託者の指示するもの

10 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても技術的に必要と思われることはすべて行うこと。